



蜂刺されによるアレルギーとは

蜂に刺されたとき、かゆみや発赤(ほっせき)のような皮膚炎、または嘔吐や寒気などの症状を起こすことがあります。

蜂毒の中にはアレルギー反応を起こす成分(アレルゲン)やヒスタミンが含まれているため、場合によっては重症のアナフィラキシー※に至る危険性があります。

※アナフィラキシーとは

アレルギー反応が短い間で全身に激しくあらわれることをアナフィラキシーと言い、血圧の低下や意識障害などを起こし命を脅かす危険な状態になることをアナフィラキシーショックと言います。

蜂に刺されてしまったら

蜂の被害は夏から秋にかけて多く、蜂刺されによる患者数は8月がピークとなります。蜂に刺されないために、

- ▶ 刺された場所から離れ、木陰や冷たい水の流れている沢の付近に退避し、刺されているところをきれいな水で洗います。
- ▶ 赤く腫れはじめたところに、抗ヒスタミン軟膏を塗ります。
- ▶ 手や足を刺された場合は、心臓に近い方を止血ゴム管等でしばります。ただし数分間隔でゆるめます。
- ▶ 初期症状として、発疹、流涙、せき、嘔吐、下痢等の症状が見られる場合は、一刻も早く医師の手当てを受けるようにします。
- ▶ 患者を移送するときは、決して背負わないで担架で救急車まで移送します。
- ▶ アナフィラキシーの兆候や症状を感じたときは、すみやかに「エピペン」を注射する

※蜂に注意 - 林業・木材製造業労働災害防止協会、ファイザー製薬 HPより

自己注射用エピネフリン (エピペン) 注射液 購入費用助成

エピペンは、アナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤(アドレナリン自己注射薬)です。

条件を満たす事業者へ
「エピペン」購入補助として
一人につき
3,000円以内で実費を
助成します。

詳細は別紙

東京都林業労働力確保支援センター
(公財) 東京都農林水産振興財団
東京都立川市富士見町3-8-1

TEL:042-528-0643

FAX:042-528-0619

<http://www.tokyo-aff.or.jp/>

自己注射用エピネフリン注射液「エピペン」購入費用助成
平成30年度林業労働力就労安定事業（森林を守る都民基金事業）

【事業の概要】

1. 事業の目的

日本では蜂刺されによるアナフィラキシー（※1）で、年間20人ほどが亡くなっています。蜂刺されは、山仕事における危険因子のトップであり、巣が発達する7月から10月頃は特に危険です。

重症のアナフィラキシー・ショック（※2）は、蜂に刺されて15分以内に発症しており、医療機関が近くにない林業の作業場所では、速やかに治療が受けられず手遅れとなるケースも多くみられます。

アナフィラキシーが起こった際の補助治療剤として、自己注射用エピネフリン注射液（商品名：エピペン）があります。

この治療剤については、国有林において平成7年から「治験的扱い」として、当時製造・販売されていた米国から輸入し、現場職員に所持させ効果を上げたため、民有林においても自己注射器の使用について強い要望が出され、平成15年8月1日に、厚生労働省から承認され、販売が開始されました。

このことにより、自己注射器の使用が、民有林の作業従事者も使用可能となり、蜂刺され死亡災害の発生が抑えられています。

については、林業の現場作業を行う従事者の蜂による死亡災害を防止するため、都内の森林整備を実施する林業事業体に対し、エピペンの購入費用助成を行います。

※1 アナフィラキシーとは、アレルギーの原因物質に触れる、あるいは食べたり飲んだりした後に、数分から数時間以内に複数の臓器や全身にあらわれる激しい急性のアレルギー反応のこと。

※2 アナフィラキシー・ショックとは、アナフィラキシーによって血圧の低下や意識障害などを引き起こし、ショック状態に至ること。

2. 助成対象

- ・主たる事業所を都内に有し、主に都内で主伐・保育等の森林整備事業を実施している林業事業体
- ・都内で主伐・保育等の森林整備事業を実施している他県の林業事業体

3. 助成経費

助成対象の林業事業体に雇用される林業従事者1人につき3,000円以内で実費を助成します。

<注意>

- ・エピペン[®]は供給不足の可能性があるため、申請前に受診予定の医療機関にエピペン[®]処方[®]の可否を必ず確認してください。
- ・助成を受けるには、事前の申請が必要です。
- ・エピペン[®]処方は登録された医師のみが可能です。
- ・医療機関によりエピペン[®]が処方されないこと、健康保険が適用にならないことがありますので事前に医療機関にお問合せください。自費の場合は11,000円程度かかります。
- ・医師の診察料、蜂毒抗体検査等の費用は対象になりません。

4. 助成金の申請・交付

助成金交付には以下の書類が必要となります。

① 申請

- ・平成30年度助成金交付申請書
- ・助成希望在職者名簿一覧（申請）

② 実績報告

- ・平成30年度事業実績報告書
- ・助成希望在職者名簿一覧（実績）
- ・調剤薬局の領収書等（写し）

③ 請求

- ・請求書

5. その他

ご不明な点は、林業労働力確保支援センターまでお問合せください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都農林水産振興財団
林業労働力確保支援センター

〒190-0013

東京都立川市富士見町3-8-1

TEL : 042-528-0643 FAX : 042-528-0619